

防災ニュース・第3号でお伝えしましたように、風水害に対して、平塚市からの情報は「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」、加えて、事態によっては「自主避難」の呼びかけが發せられます。(状況によっては、この順番ではない場合もあります)

平塚市からの伝達の手段は、「平塚市防災行政無線」(街頭スピーカー)、「広報車」によって広域的に伝えられると共に、自治会長、民生委員の代表者にも個別に伝達されます。

自治会長は、平塚市から初期段階の「避難準備・高齢者等避難開始」の発令を受けた時、可能な限り、会員に電話での伝達を行います
「避難勧告」、「避難指示」の発令には、各自で把握し・対応してください

自治会長からの伝達が、各会員宅に伝わりますよう、ご協力ください
(激しい風雨が予想されるため、伝達手단은電話を原則とします)

● 伝達のルート

- ① 役員等は寺田縄自治会館に集合
- ② 役員等は、班長さんへ伝達
- ③ 班長さんは、分担の組長さんへ伝達
- ④ 組長さんは、組員さんへ伝達

- 自治会からの緊急情報が途切れないう、電話連絡に即応してください
- 組長さんが不在の時、副組長さんに伝達の協力を頂くこともあります
- 連絡の任に当たる方々の電話番号等、事前に確認し合ってください

◎ 高齢者等、避難に時間を要する方は「避難準備・高齢者等避難開始」発令で早めに避難を始めてください

* 「避難勧告」が發せられる鈴川・東橋観測点の水位 *

鈴川・「東橋」の「水位観測計」のデータは、常時、神奈川県から平塚市に伝えられています。風水害時の「避難勧告」は、水位が3.2m～3.3mを記録した時を目安に發せられます。

この勧告は、一般の方々が避難を開始することであり、氾濫などの最悪事態の發生が予測される前に金田小学校避難所に移動できる時間を考慮して發せられます。

避難していない人は、「避難勧告」の發令で、速やかに避難してください。

自治会は、会員の方々の安全・安心を守るため、平塚市からの發令を一人でも多くの方々に伝達することに努めます。皆様も、伝達が途切れることの無いようご協力ください。

なお、台風などの風水害は、ご自身も、事前に最新の情報を得るようお願いいたします。「自分の身は自分で守る」、「情報は知らされるのを待つのではなく、自ら取りに行く」ことが大切です。